



		<p>法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）における個人情報の定義に準拠させます。</p> <p>(2) 個人情報保護法の「個人識別符号」（個人を識別することができる記号や番号など）に準拠させます。</p> <p>(3) 個人情報保護法に規定する個人情報の中でも特に取扱いに注意が必要な人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などを「要配慮個人情報」として定義します。</p> <p>(4) 個人番号の独自利用事務において、情報連携記録の取扱者を「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」として定義します。</p> <p>2 清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号）の一部改正</p> <p>主な改正内容</p> <p>(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）における個人情報の定義に準拠させます。</p> <p>(2) 開示請求における非開示事項に、情報公開法と同様に「個人識別符号」を加えます。</p> <p>3 清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年清瀬市条例第26号）の一部改正</p> <p>主な改正内容</p> <p>(1) 番号法の改正に伴い、引用する番号法の条項にずれが生じるため、これを改める改正を行います。</p>	
<p>議 案 第 24 号</p>	<p>清瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員の育児休業等の再度取得及び再延長等ができる基準について、人事院規則に準じて条例の一部を改正するものです。</p>	<p>6月27日 可 決</p>

		<p>主な改正内容</p> <p>次の3件の事案にかかる「特別の事情」について、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」をその事情として規定します。</p> <p>(1) 育児休業の再度取得ができる特別の事情</p> <p>(2) 育児休業期間の再延長ができる特別の事情</p> <p>(3) 育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して一年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情</p>	
議案 第25号	清瀬市市税条例の一部を改正する条例	<p>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、清瀬市市税条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 配当所得等において、源泉徴収での申告不要制度を利用、又は総合課税及び分離課税での申告の利用を選択することができる旨を規定するため、文言整備します。</p> <p>(2) 住宅ローン控除制度の適用期限を2年半延長します。</p> <p>(3) 優良住宅地造成のための土地の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を3年間延長します。</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 震災などにより住宅が滅失又は損壊し、住宅用地として使用できない土地でも要件を満たした場合に軽減措置の対象とします。</p> <p>(2) 既存住宅劣化対策として、耐久性向上を図る工事を行って要件を満たした場合に、固定資産税の減額割合を3分の2に拡充します。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>(1) 軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長します。</p> <p>(2) エコカー減税制度による不正を行った自動車メーカーに不足税額の納税義務を課する措置等を講じます。</p>	6月27日 可決

議案 第26号	清瀬市都市計画税条例の一部を 改正する条例	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、清瀬市都市計画税条例中に引用する地方税法の条項ずれが生じるため、これを改める一部改正をするものです。	6月27日 可決
議案 第27号	清瀬市立地域市民センター条例 等の一部を改正する条例	市の公の施設の使用料について、施設間の負担の公平性及び受益者負担の適正化を図るため、市は清瀬市使用料・手数料等検討委員会に使用料負担の在り方について諮問し、その答申を尊重しつつ使用料を改正するものです。  この条例では、施設使用料の改正を必要とする既存の11条例を、一括で改正提案します。	6月27日 可決
議案 第28号	清瀬市郷土博物館条例の一部を 改正する条例	清瀬市郷土博物館の「伝承スタジオ」を公の施設として、一般貸出できるよう規定を整備するため、条例の一部改正をするものです。	6月27日 可決
議案 第29号	清瀬市ダイオキシン類等規制条例を 廃止する条例	この条例に規定する規制内容が都条例に網羅されて制定され、今後、この条例の規定適用が執行されないようになったため、条例を廃止するものです。	6月27日 可決
議案 第30号	清瀬市立清瀬第四小学校校舎大 規模改造工事（建築）請負契約	市は、去る5月18日に「清瀬市立清瀬第四小学校校舎大規模改造工事（建築）」の請負業者選定のため、競争入札の開札手続きをしました。  開札により落札業者と仮契約を行っておりますが、建築請負工事の予定価格が1億5千万円以上であるため、業者と正規に契約を締結するには「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。  主な内容 1 契約件名 清瀬市立清瀬第四小学校校舎大規模改造工事（建築）請負契約 2 仮契約金額 198,180,000円 3 仮契約の相手方 有限会社 今村組 4 施工等（主なもの） （1）外壁改修 下地調製の上塗装、浮き・爆裂・欠損部の補修 （2）廊下内装改修 床＝Pタイル撤去、Vシート新設 壁＝下地処理再塗装、木製パーテーション撤去 ・スチールパーテーション新設	6月8日 可決

		<p>天井＝木下地共撤去・L G S 下地化粧石膏ボード張り</p> <p>(3) 家具改修 下足入れの撤去・新設等</p> <p>(4) 昇降機改修 給食用ダムウェーターの取り換え</p> <p>(5) 外構 ホタル小屋撤去、自転車置き場・駐車場の設置、アスコン舗装、正門・通用門2ヶ所下地補修・錆止め再塗装等</p>	
議 案 第 31 号	清瀬市立清瀬第六小学校校舎大規模改造工事（建築）請負契約	<p>市は、去る5月18日に「清瀬市立清瀬第六小学校校舎大規模改造工事（建築）」の請負業者選定のため、競争入札の開札手続きをしました。</p> <p>開札により落札業者と仮契約を行っておりますが、建築請負工事の予定価格が1億5千万円以上であるため、業者と正規に契約を締結するには「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 契約件名 清瀬市立清瀬第六小学校校舎大規模改造工事（建築）請負契約</p> <p>2 仮契約金額 226,800,000円</p> <p>3 仮契約の相手方 株式会社 コバ建設 西東京営業所</p> <p>4 施工等（主なもの）</p> <p>(1) 防水改修 下地調整の上ウレタン塗膜防水（北校舎・昇降口・給食室・更衣室）</p> <p>(2) 外壁改修 下地調整の上塗装、浮き・爆裂・欠損部の補修</p> <p>(3) 廊下内装改修</p> <p>床＝塩ビシート撤去、長尺塩ビシート新設</p> <p>壁＝下地処理再塗装、木製パーテーション撤去・スチールパーテーション新設等</p> <p>天井＝木下地共撤去・L G S 下地化粧石膏ボード張り等</p> <p>(4) 家具改修 下足入れの撤去・新設等</p> <p>(5) 昇降機改修 給食用ダムウェーターの取り換え</p> <p>(6) 外構 正門・通用門2ヶ所下地補修・錆止め再塗装、北門U字溝設置、学童側フェンス増設等</p>	6月8日 可 決

<p>議 案 第 32 号</p>	<p>清瀬市監査委員の選任について</p>	<p>市議会議員から選出した清瀬市監査委員の辞任があつたため、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに市長が監査委員を選任する必要があることから同条同項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>選任候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市野塩五丁目265番地の9</p> <p>氏 名 <small>さい とう みのる</small> 齊 藤 実</p>	<p>6月8日 同 意</p>
<p>議 案 第 33 号</p>	<p>清瀬市監査委員の選任について</p>	<p>清瀬市監査委員の任期満了に伴い、新たに地方自治法第196条第1項の規定に基づき清瀬市監査委員を選任するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>選任候補者</p> <p>住 所 東京都東村山市久米川町二丁目43番地20</p> <p>氏 名 <small>くさ か なお き</small> 日 下 直 喜</p>	<p>6月27日 同 意</p>
<p>議 案 第 34 号</p>	<p>清瀬市農業委員会委員の任命について</p>	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市野塩三丁目19番地の4</p> <p>氏 名 <small>かす や はる お</small> 粕 谷 春 夫</p>	<p>6月27日 同 意</p>
<p>議 案 第 35 号</p>	<p>清瀬市農業委員会委員の任命について</p>	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市下宿一丁目139番地</p> <p>氏 名 <small>かね こ ひで かず</small> 金 子 秀 計</p>	<p>6月27日 同 意</p>

議 案 第 36 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市中清戸四丁目947番地</p> <p>氏 名 <small>こ  でら  しげる</small> 小 寺 茂</p>	6月27日 同 意
議 案 第 37 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市下清戸五丁目857番地</p> <p>氏 名 <small>こ  でら  まさ あき</small> 小 寺 正 明</p>	6月27日 同 意
議 案 第 38 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市中清戸一丁目454番地の146</p> <p>氏 名 <small>ご  とう  ゆみ こ</small> 後 藤 由美子</p>	6月27日 同 意
議 案 第 39 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市上清戸二丁目12番1号</p> <p>氏 名 <small>さい  とう  ただ  ゆき</small> 齊 藤 忠 之</p>	6月27日 同 意

議 案 第 40 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市下宿二丁目417番地の3</p> <p>氏 名 <small>なか た かず お</small> 中 田 和 夫</p>	6月27日 同 意
議 案 第 41 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市中里四丁目1132番地</p> <p>氏 名 <small>なか むら ひで あき</small> 中 村 英 明</p>	6月27日 同 意
議 案 第 42 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市中里五丁目603番地</p> <p>氏 名 <small>ます だ たけし</small> 増 田 武</p>	6月27日 同 意
議 案 第 43 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市中里二丁目1611番地</p> <p>氏 名 <small>まつ むら とし お</small> 松 村 俊 夫</p>	6月27日 同 意



議 案 第 44 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市野塩五丁目231番地</p> <p>氏 名 <small>み かみ よし あき</small> 三 上 由 明</p>	6月27日 同 意
議 案 第 45 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市上清戸二丁目3番7号</p> <p>氏 名 <small>むら の かず ひろ</small> 村 野 和 博</p>	6月27日 同 意
議 案 第 46 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市上清戸二丁目1番13号</p> <p>氏 名 <small>むら の まさ みつ</small> 村 野 政 光</p>	6月27日 同 意
議 案 第 47 号	清瀬市農業委員会委員の任命について	<p>清瀬市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき清瀬市農業委員会委員を任命するため、同条同項により議会の同意を求めるものです。</p> <p>任命候補者</p> <p>住 所 東京都清瀬市下清戸二丁目443番地</p> <p>氏 名 <small>よこ やま しん いち</small> 横 山 眞 一</p>	6月27日 同 意